

主管部門	医療安全管理委員会	頁	1/5
文書番号	医安全一基準一1	版数	第 3.0 版
文書名	船橋市立医療センター医療事故の公表基準	改訂日	2019/12/10

船橋市立医療センターにおける医療事故の公表基準

1. 目的

本基準は、船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）において発生した医療事故について、市民に対し適切な情報提供を行うことにより、医療の透明性を高め市民からの信頼を得ることを目的として、船橋市立医療センターにおける医療事故の公表基準（以下「公表基準」という。）を定める。

2. 用語の定義

1) 医療事故

医療に関わる場所で医療の全過程において思いがけず発生した人身事故又は人身事故に至る可能性があった望ましくない事象のことであり、医療行為と直接関係しない管理上の事故等も含まれる。

また、患者だけではなく、家族や医療従事者に被害が生じた又はその恐れがあった場合も含まれる。

医療事故には過失（医療過誤）が存在するものと、合併症など不可抗力によるものがある。

2) 医療過誤

医療事故の発生の原因に、医療機関・医療従事者に過失があるものをいう。

過失とは、注意義務違反と同義であり、悪しき結果を予見することができ（予見可能性）、それを回避することができた（回避可能性）にもかかわらず、回避する義務を果たさなかったことをいう。

3) アクシデント

医療事故のうち、患者が死亡あるいは永続的な障害や後遺症が残った、又は濃厚な処置や治療を要する事象で、「患者影響レベル指標」の3b から5に該当するものをいう。

4) インシデント

医療事故のうち、患者への実害はなかった又は影響が軽度である事例を収集し、医療事故等の発生防止に資するために報告を要する事象で、「患者影響レベル指標」

主管部門	医療安全管理委員会	頁	2/5
文書番号	医安全―基準―1	版数	第 3.0 版
文書名	船橋市立医療センター医療事故の公表基準	改訂日	2019/12/10

の 0 から 3 a に該当するものをいう。

5) 合併症

医療行為に際して二次的に発生し、患者に影響を及ぼす事象を言う。なお合併症には「予期できていた」場合と、「予期できなかった」場合とがある。

3. 患者影響レベル指標（別表 1 参照）

区分	影響レベル	内 容
インシデント	0	実施されなかったが、仮に実施されたとすれば何らかの被害が想定される
	1	実施されたが、患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
	2	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
	3 a	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
アクシデント	3 b	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院期間の延長、外来患者の入院、骨折など）
	4 a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
	4 b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
	5	死亡

4. 公表する医療事故の方法及び範囲（別表 1 参照）

1) 個別公表

(1) 別表 1 のレベル 4 b 又は 5 に該当する医療事故で原因が医療過誤によるもの。

医療事故の発生後、速やかに市長に報告し、原則としてプレス発表を行う。

(2) 別表 1 のレベル 4 b 又は 5 に該当する医療事故で原因が医療過誤か合併症等過

主管部門	医療安全管理委員会	頁	3/5
文書番号	医安全—基準—1	版数	第 3.0 版
文書名	船橋市立医療センター医療事故の公表基準	改訂日	2019/12/10

失のないものかの判断が困難であり、医療事故調査委員会等による調査の結果、次の①又は②であるもの。

① 医療過誤（又はその可能性が高い）と判断される場合

速やかに市長に報告し、原則としてプレス発表を行う。

② 過失が特定できなかった場合

公表することの社会的意義が大きい場合については、院長の判断で事故の概要及び再発防止策等をホームページに掲載する。

2) 一括公表

(1) 別表 1 のレベル 3 b 以上に該当する医療事故で他の医療機関の事故防止につながると考えられる事例についてはその概要及び再発防止策について船橋市立医療センター年報に年 1 回公表する。

(2) 全ての医療事故について、インシデント報告書の統計を船橋市立医療センター年報に年 1 回公表する。

5. 公表の判断

発生した医療事故の公表については、本公表基準に基づき、公表の必要性、公表の時期、公表の内容、公表の方法等を、医療安全管理委員会、医療事故調査委員会等の検討を踏まえた上で、院長が判断する。

院長が緊急に公表が必要と判断した場合は、前記委員会等を経ることなく、直ちに公表するものとする。

6. 公表にあたっての留意点

公表に当たっては、次の事項に充分留意する。

1) 患者、家族等への配慮

公表する内容から、患者、家族及び当該医療事故に関わった医療従事者が特定、識別されないように、個人情報の保護に十分注意する。

2) 患者、家族等からの同意

個別公表としてプレス発表又はホームページ掲載を行う場合は、事前に患者、家族に公表の内容、時期、方法等を説明し、同意を得るものとする。

主管部門	医療安全管理委員会	頁	4/5
文書番号	医安全—基準—1	版数	第 3.0 版
文書名	船橋市立医療センター医療事故の公表基準	改訂日	2019/12/10

船橋市立医療センターにおける医療事故の公表基準

別表 1

レベル	障害		内容	公表の範囲・方法	
	程度	永続性		過失あり	医療過誤か合併症等過失のないものかの判断が困難なもの。
インシデント	なし		実施されなかったが、仮に実施されたとしても何らかの被害が想定される	過失あり	過失なし
	なし		実施されたが、患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)		
	軽度	一過性	処置や治療は行わなかった(患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた)		
	軽度・中等度	一過性	簡単な処置や治療を要した(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)		
	中等度・高度	一過性	濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)		
アクシデント	軽度・中等度	永続的	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない		
	中等度・高度	永続的	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う		
	死亡		死亡		
				【一括公表】 医療事故で他の医療機関の事故防止につながると考えられる事例についてはその概要及び再発防止策について船橋市立医療センター年報に年1回公表する。 ※4bまたは5に該当する医療事故で個別公表に該当しないものを含む。	
				【一括公表】 インシデント報告書の統計を船橋市立医療センター年報に年1回公表する。 ※3b以上に該当する以上事故を含む。	
				【個別公表】 医療事故調査委員会等による調査の結果、次の①または②であるもの。 ①医療過誤(またはその可能性が高い)と判断された場合：速やかに市長に報告し、原則としてプレス発表を行う。 ②過失が特定できなかった場合：公表することの社会的意義が大きい場合については、院長の判断で事故の概要及び再発防止策等をホームページに掲載する。	

公表する内容から、患者及び当該医療事故に関わった医療従事者が特定、識別されないように、個人情報保護に十分注意する。また、個別公表としてプレス発表またはホームページ掲載を行う場合は、事前に患者、家族に公表の内容、時期、方法等を説明し、同意を得るものとする。

主管部門	医療安全管理委員会	頁	5/5
文書番号	医安全—基準—1	版数	第 3.0 版
文書名	船橋市立医療センター医療事故の公表基準	改訂日	2019/12/10

改正履歴

版数	制定・改定日	改定部分	改定部分・改定内容	承認者 (責任者) 氏名	承認者 (責任者) 氏名
1.0	2008/01/07	制定		唐澤秀治	唐澤秀治
2.0	2015/09/29	改定	様式変更	唐澤秀治	染井伸治
3.0	2019/12/10	改定	①基準の名称の変更 ②用語の定義の変更 ③患者影響レベル指標の変更 ④公表の方法、範囲、判断、留意点に関する変更 ⑤その他軽微な変更	三村雅也	大澤 洋